

## 新型コロナウイルス特例貸付の受付期間が延長されました

新型コロナウイルスの影響による減収や離職等を対象とした特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金の初回申込及び再貸付）の受付期間が令和3年11月末日まで延長となりました。（当初：令和3年8月末日→延長後：令和3年11月末日まで）

松本市社会福祉協議会での受付方法は次のとおりですので、特例貸付を希望される方はご確認の上、お申込みください。

### 【面談の予約】

電話による申込のみ承ります。

電話番号：0263-25-7311（松本市社会福祉協議会 生活福祉課）

### 【申請の流れ】

- ① 電話による面談予約（面談日時の決定）
- ② 社協よりご自宅に郵送で申し込み用紙を送付いたします。
- ③ 届いた書類を記入し、必要なものをそろえてください。  
※必要な書類は同封のチェックリストを参照してください。
- ④ ③でそろえた書類等を持って、①で決定した面談日にお越しください。

### 【その他】

- ・予約せずに来所された場合は、面談の予約と書類のお渡しのみとなります。
- ・予約が多い状況が続いていますので、早めの面談予約をお願いいたします。

### お問い合わせ

松本市社会福祉協議会 生活福祉課

〒390-0833 松本市双葉4番16号（総合社会福祉センター内）

電話 25-7311

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や失業で、生活資金  
にお悩みの皆様へ

### 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

長野県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活福祉資金貸付事業を実施しています。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、緊急小口資金について特例による貸付を実施します。

なお、この資金は、生活福祉資金貸付制度要領に基づいて貸付を行うものです。

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額：一世帯10万円以内（ただし以下の場合、20万円以内）

- ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいるとき
- ③ 世帯員が4人以上いるとき
- ④ 世帯員にアまたはイの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
  - イ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期限：据置期間経過後2年以内

持参していただくもの（下記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります）

- ・ 本人確認できる書類（運転免許証等の身分証明書）
- ・ 本人名義の振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカード

- ・ 申込者の印鑑
- ・ 収入減少がわかるもの  
(例) 給与明細書、通帳等の入金履歴等新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの。

また、総合支援資金（生活支援費）についても貸付対象を拡大します。

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活維持が困難になっている世帯。  
これまで同様、自立相談支援機関（まいさぼ）による継続的な支援を受けることが要件となります。

据置期間：1年以内

貸付利子：無利子

受付窓口：社会福祉法人松本市社会福祉協議会 生活福祉課  
完全予約制で相談を受け付けます。  
受付時に相談日、時間をお伝えします。

受付日時：月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時）  
ただし、土日祝祭日はのぞく

お問合せ：松本市社会福祉協議会 生活福祉課  
TEL 0263-25-7311